

神田祭

弊社の所在地は神田錦町にありまして、地名に神田がついているように、神田明神が近く、歩いていくことができます。神田祭は2年に1度行われているようで、今年のGWに行われた神田祭では、神輿が弊社近くを通過しました。現在の所在地に弊社が移転したのが1年半程前でしたので、移転後に初めて神田祭を経験しました。伝統あるお祭りっていいですね。（延本）



令和7年度労働保険の年度更新について

令和7年度の期間は**6月2日(月)～7月10日(木)**です。申告書は5月末頃に送付される予定ですので、そろそろ準備にかかりましょう。既に、厚生労働省ホームページにはパンフレットや解説動画などが掲載されています。

◆実務における注意点

パンフレットに掲載されているチェックポイントから、主なものをピックアップします。

- 通勤手当等の交通費(非課税分、現物支給の定期代等を含む)の算入漏れ
- パート・アルバイトなど短時間労働者の賃金の算入漏れ
- 事業の代表者や法人の役員への役員報酬を誤算入
- 賃金総額、保険料・一般拠出金額について、端数処理
- 各労働者について、雇用保険の加入漏れ

◆効率的に手続きをしたいなら電子申請

年度更新の書類は項目が多いため記入漏れや記入ミスが心配ですが、電子申請では入力チェック機能や自動計算機能のあるシステムで手続きを行うため、ミスを防げます。

また、前年度の情報を取り込んで書類を作成できるので作成に要する時間も短縮でき、混み合う窓口で長時間待たされることがありません。

【厚生労働省「労働保険年度更新に係るお知らせ」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html

【厚生労働省「労働保険の電子申請に関する特設サイト」】

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html

改正労働安全衛生法が成立。今後、ストレスチェックが全ての企業で義務化へ

5月8日、衆議院本会議にて、改正労働安全衛生法及び作業環境測定法が可決、成立しました。今すぐではありませんが、今後はストレスチェックが企業規模に関わらず義務化となります。

- 職場のメンタルヘルス対策の推進〔公布後3年以内に政令で定める日施行〕
ストレスチェックについて、**労働者数 50 人未満の事業場**についても実施を義務化。

【厚生労働省「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001449334.pdf>

労働基準法における「労働者」の判断基準 約 40 年ぶりに見直しの議論

厚生労働省は5月1日に「第1回 労働基準法における「労働者」に関する研究会」を開催し、労働者性の判断基準の在り方などの検討を開始しました。「労働基準法の『労働者』の判断基準について」(昭和 60 年)の作成から約 40 年が経過し、働き方の変化・多様化に対応できない部分が生じており、見直しの検討が進められます。

◆研究会での検討事項

労働基準法上の労働者性に関する事例、裁判例等や学説の分析・研究、プラットフォームワーカーを含む新たな働き方に関する課題や国際的な動向の把握・分析

- ① 労働基準法上の労働者性の判断基準の在り方
- ② 新たな働き方への対応も含めた労働者性判断の予見可能性を高めるための方策

◆現在の「労働者」の判断基準

現在、労働基準法上の「労働者」に当たるか否かについては、以下の2つの基準で判断されることとなっています。

- ・ 労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか
- ・ 報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか

『儲かる会社に生まれ変わる 脱・ノープラン経営』渡邊 拓久（著）

最近目の前の業務にばかり対応する時間が多く、経営に関して考える時間が少なくなっているのを読んでみました。

経営計画と管理会計の重要性がわかりやすく説明されています。中小企業では必要な数値が把握できていない企業がまだまだ多い気がします。社員の年収や給与、賞与を上げたいと思っていても、では社内のどの数値をどのように、どのレベルにまで向上・改善させていけばいいのかが見えていない企業や、生産性を高めよう！と思っはみたものの、そもそも自社での生産性の指標がみえていない会社なども参考になる書籍かと思います。

